東京都共同募金会八王子地区協力会

赤い羽根共同募金　地域配分（B配分）募集要項

＜28年度申請29年度使用分＞

［目的］

地域でお寄せいただいた赤い羽根共同募金の一定割合を、その地域で活用することを目的としています。

地域性の高い施設・団体がおこなう地域福祉の増進を目的とした具体的な事業が対象となります。



［問い合わせ・申請書提出先］

社会福祉法人　八王子市社会福祉協議会

（ボランティアセンター）内

東京都共同募金会　八王子地区協力会

〒192-0063　八王子市元横山町一丁目29番3号

電話：042-648-5776　　FAX：042-648-6332

ホームページ： http://www.8-shakyo.or.jp/

検索

八王子社協



* 募集要項、申込書はホームページからもダウンロードできます。

１．応募資格

八王子市内に所在する地域福祉の推進を目的とする事業をおこなう各種民間社会福祉施設、団体などで、申請時点において事業開始から1年を経過していること。

1. 児童厚生施設（児童館）
2. 保育施設（保育室・認証保育所を含む）
3. 障がい者の地域生活支援事業をおこなう施設・団体および小規模作業所
（通所訓練、通所授産、自立支援法に移行した作業所　など）
4. 社会福祉関係通知等による施設（グループホームなど）
5. その他（地域福祉の推進を目的とする団体で、地区配分推せん委員会において認められたもの、東京都共同募金会配分委員会により認められたもの）

※会社法人が経営する施設は対象となりません。

２．申請対象事業

１．備品整備事業（原則として日常的に使用するものとし、消耗品は除く。）

1. 利用者の生活のためのもの（※防災備品等は日常的に使用しないため対象外）
2. 授産事業、利用者の生活・就業訓練などで使用するもの
3. 地区配分推せん委員会で認めたもの

２．小破修理（賃貸物件に係るものは対象外）

1. 利用者が使用する建物などのドア、窓や床、トイレなどの小規模な修理や改修

３．研修・講習会など（１つの内容とし、利用者一人につき1回、効果の一連性を基準とする）

1. 利用者の日常生活訓練に資するもの（宿泊訓練含む）
2. 利用者の社会生活訓練に資するもの（交流事業含む）
3. 利用者の生活向上のための講座、健康診断など（職員は対象としない）

＜申請にあたっては、次の事柄もご確認ください＞

1. 地域福祉の向上に資すると判断され、寄付者の信頼にも充分に応えられる事業であること
2. 施設・団体維持のための運営費（家賃、光熱水費、人件費など）ではないこと
3. 平成29年度に購入・実施する事業であること
4. 申請は1施設・団体につき内容などで括ることができる目的を１つとした１事業に限ること（例：目的の異なる２つ以上の備品整備業や備品整備と宿泊研修を合わせての申請はできません）
5. 事務管理用の備品整備は対象外（パソコン、カメラ、コピー機、書庫、事務机　など）
6. 配分対象備品の間接的経費は対象外（備品処分費、送料、修理保証費　など）

３．配分申請額

事業内容により5万円以上30万円以内（万円未満切り捨て）

1. 申請事業費の75%以内を上記の金額となるようにしてください。申請額が申請事業費の75%を超える場合は、申請事業費の75%以内を申請額とします。
2. 八王子地区の申請総額が八王子地区における配分総額を超えた場合は、1施設あたりの配分額は配分推せん委員会で審査を行います。

今年度の八王子地区の配分総額＝4,120,000円（前年度募金額6,339,977円の65％）

例）50施設が10万円の申請をした場合、配分額が不足するため配分検討委員会で審査を行い減額します。（平成25年度申請施設数は60施設）

＜審査の基準＞

|  |  |
| --- | --- |
| ①事業の必要性 | 小破修理や利用者の必要性が高い備品など、緊急性の高いものを優先します。 |
| ②先駆的な取組み | 法律や制度に基づいた団体の在り方を超えて、要援護者の置かれた環境、状況に応じた柔軟な取り組みを行う団体を優先します。 |
| ③利用者の人数 | 配分金の公平性を担保するために、施設利用者の人数を勘案します。 |
| ④過去の助成実績 | 配分機会の公平性を担保するために、過去の共同募金配分及び社協の助成状況を勘案します。 |

４．申請書式

「地域配分（B配分）申請書」をダウンロードしてお使いください。

・ダウンロードする環境がない場合は、返信用封筒（返信先記入済み、92円切手貼付）を下記申請書提出先にお送りください。申請書用紙をお送りいたします。

申請書記入要領と記入例を必ずご覧ください。申請書に不備があると提出できません。

5．添付書類

1. 備品整備、小破修理の場合は見積書(定額および値引き額の記載にあるもの)の写し
2. 事業実施の場合は、実施計画書（予算書含む）＊書式任意

6．申請書提出期間

平成28年10月3日（月）から平成28年11月18日（金）

午前8時30分から午後5時（時間外の場合は、事前にご連絡をください）

７．申請上の注意および申請書提出先

* 申請書の提出にあたっては、記入要領、配分要綱（抜粋）をお読みの上、不備や不足のないようにご注意ください。
* 複数の施設を運営する法人で、複数の施設から「地域配分（B配分）」申請を行う場合は、法人でお取りまとめください。
* 申請書類は、正副２部の提出となります。（副は当方で東京都共同募金会に提出します）
* 所定の申請書に必要事項を記入し、添付書類と併せて、社会福祉協議会（ボランティアセンター）まで直接持参してください。
* 提出時に申請理由、施設の運営状況などヒアリングしますので、申請内容に説明ができる方がご持参ください。

東京都共同募金会八王子地区協力会

（八王子市社会福祉協議会ボランティアセンター内）

八王子市元横山町１－２９－３

電話：０４２－６４８－５７７６　　　FAX：０４２－６４８－６３３２

E-mail：BCF13231@nifty.com

８．配分の決定について

１．平成29年1月開催の八王子地区協力会の配分推せん委員会の決定をもって、東京都共同募金会に推せんを行います。

２．平成29年3月下旬に開催の東京都共同募金会理事会・評議員会で決定後、文書を以って通知します。

９．配分交付時期

平成29年6月に送金予定

※一法人で複数施設の配分が決定された場合、その全施設の配分金を合算し、当該法人が管理する口座へ振り込みます。

10．報告等について

　事業終了後、30日以内に使途報告書を提出してください。

※使途報告書の提出がされない場合は、翌年度以降の配分申請をお断りする場合がありますので、ご承知おきください。

1１．その他

「地域配分（B配分）」「全都配分（A配分）」の申請は同時にすることも可能です。